

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

令和3年1月8日

静岡県知事 川勝平太

1 申請のあった年月日

令和2年12月28日

2 申請にかかる特定非営利活動法人について

(1) 名称

特定非営利活動法人まつおか

(2) 代表者の氏名

松岡 政臣

(3) 主たる事務所の所在地

榛原郡川根本町徳山833番3

(4) 定款に記載された目的

(変更前)

この法人は、川根本町に居住する地域で社会生活を営む障がい者及び障がい児に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス事業を行い、障がい者及び障がい児支援並びに地域社会に貢献し、障がい者及び障がい児福祉並びに地域福祉の発展に寄与することを目的とする。

(変更後)

この法人は、静岡県内に居住する地域で社会生活を営む障がい者及び障がい児に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス事業を行い、障がい者及び障がい児支援並びに地域社会に貢献し、障がい者及び障がい児福祉並びに地域福祉の発展に寄与することを目的とする。